

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
6	2	委託	R7.2.5	上下水道局本館コージェネレーション設備保守点検業務	大阪瓦斯株式会社	<p>コージェネレーション設備は、上下水道局本庁舎で自家発電設備としての機能と発電時の排熱を利用する空調熱源機としての機能の両方を有している。</p> <p>コージェネレーション設備の周辺設備として、電源監視調整(電力制御)を行っている電気制御盤や災害等で都市ガス供給停止時にはプロパンガスにて自家発電を行うための切替システムから構成されている。</p> <p>本業務の随意契約の相手方である大阪瓦斯株式会社は、コージェネレーション設備及び周辺設備を設計した業者であり、周辺設備である電気制御盤、プロパンガス切替システムも含め総合的に制御内容及び調整、設定方法を熟知している唯一の業者である。仮に本設備の制御内容及び調整、設定方法を熟知していない者が、本業務を実施した場合、コージェネレーション設備が安定的に自家発電できなくなり、特に非常時には電源供給ができず、上下水道局の業務継続に著しい支障を及ぼす恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	12	委託	R6.12.26	下水道事業受益者負担金等情報システム移行及び設定業務	株式会社 南大阪電子計算センター	<p>下水道事業受益者負担金等情報システム(以下「受益者負担金システム」という。)の機器移行に伴い、DB(システム)環境構築、データ移行作業及びクライアント端末への各種インストール等、設定作業を行うものである。</p> <p>そのためには、受益者負担金システムの構造、内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で、当該システムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。</p> <p>このことから、受益者負担金システムの開発及び保守運用を行っている業者であり、当該システムにおける複雑、多岐にわたるプログラムに関する専門的知識を有している唯一の業者である株式会社南大阪電子計算センター以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れや誤り、作業漏れ等により不具合が発生するおそれがあり、受益者負担金の不適正な調定や当該負担金の請求に係る納入通知書の郵送の遅延など、利用者の手続及び当局の受益者負担金徴収業務に多大なる影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	12	委託	R6.12.20	水道料金等管理システム改修業務(OSバージョンアップ対応等)	日本電気株式会社関西支社	<p>本業務は、上下水道局第1期統合基盤上で稼働している水道料金等管理システム(以下「料金システム」という。)のサーバOSを更新することに伴う料金システムのバージョンアップ及びバージョンアップした料金システムを第2期統合基盤上に構築するものであることから、当該システムの構造、プログラム、設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で、システムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。</p> <p>このことから、料金システムの開発及び保守運用を行っている業者であり、当該システムにおける複雑、多岐、膨大なデータベースの構造及びプログラムに関する専門的知識を有している唯一の業者である、日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れ、誤り、作業漏れ等により不具合が発生するおそれがあり、適正に水道料金及び下水道使用料を調定することができなくなる。また、水道料金及び下水道使用料の請求に係る納入通知書の郵送及び口座振替の遅延等、局の事業運営及び市民生活に多大なる影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
6	11	物品	R6.11.19	大和川ポンプ場汚水ポンプ交換部品	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社	<p>本調達物品は、株式会社クボタ製汚水ポンプの交換部品であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするためには他社製品を使用することができません。また、当該部品の購入にあたっては、当該部品の製造を行っているクボタ環境エンジニアリング株式会社の直接販売のみとなっており、当該業者以外の購入先がありません。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、クボタ環境エンジニアリング株式会社と一者による随意契約を行うものです。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	
6	11	物品	R6.11.5	三宝水再生センター反応タンク流入スクリーン交換部品	株式会社日立プラントサービス 関西支店	<p>本調達物品は、株式会社日立プラントサービス製の反応タンク流入スクリーンの交換部品であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他社製品を使用することができません。また、当該部品の購入にあたっては、当該部品の製造を行っている株式会社日立プラントサービスの直接販売のみとなっており、当該業者以外の購入先がありません。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、株式会社日立プラントサービスと一者による随意契約を行うものです。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	10	委託	R6.10.30	大和川ポンプ場ほか直流電源設備保守点検業務	古河電池株式会社関西支社	<p>本業務は、直流電源設備の適正な機能維持及び事故の未然防止を図ることを目的とする定期点検である。</p> <p>当該設備の点検業務では、構造及び設定内容等を熟知しているものが正しい点検方法で各部状態確認及び計器計測を行い、状態及び計測データの良否判定を行う。直流電源設備の点検における良否判定基準は、製造業者や機種ごとに異なるため、当該設備の良否を正しい基準を持って判定できるのは製造業者である古河電池株式会社だけである。</p> <p>当該業者以外が業務を行った場合、点検結果に信頼性がないことから異常を見落とし、対象ポンプが動作不良を起こして雨汚水を送水することが出来なくなり、溢水の恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	9	委託	R6.9.27	晴美台配水場電動弁保守点検業務	株式会社クボタ建設 大阪支社	<p>本業務は、晴美台配水場において電動弁の機能維持のため必要な点検、分解整備及び消耗品の取替えを行うものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、製造者のみが熟知する設備の機器構成や制御方法、分解整備における標準手順といった専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造者から公表されていない。仮に本業務に必要な専門技術や知識を有しない者が本業務を実施した場合、電動弁の性能が十分に発揮できず、電動弁による制御ができなくなり、市内給水に著しい支障をきたすおそれがある。このため、本業務の履行が可能な者は、本設備を製造した株式会社クボタよりアフターサービス部門を業務分担された唯一の者である株式会社クボタ建設のみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
6	9	委託	R6.9.24	桃山台配水場ほか電動弁保守点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス	<p>本業務は、桃山台配水場、御池台配水池において電動弁の機能維持のため必要な点検、分解整備及び消耗品の取替えを行うものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、製造者のみが熟知する設備の機器構成や制御方法、分解整備における標準手順といった専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造者から公表されていない。仮に本業務に必要な専門技術や知識を有しない者が本業務を実施した場合、電動弁の性能が十分に発揮できず、電動弁による制御ができなくなり、市内給水に著しい支障をきたすおそれがある。このため、本業務の履行が可能な者は、本設備を製造した前澤工業株式会社よりアフターサービス部門を業務分担された唯一の者である株式会社前澤エンジニアリングサービスのみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	9	委託	R6.9.2	上下水道事業統合型財務会計システム機器更新等業務	日本電気株式会社 関西支社	<p>本業務は、上下水道事業統合型財務会計システム(以下、「システム」という。)のサーバ環境設計、サーバセットアップ及びデータ移行作業等を行うものである。</p> <p>システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握したうえで業務を履行する必要があり、システムの開発者で詳細な知識等を有している日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>これらのシステム内容についての詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時には本業務に起因しているものなのか、当該システム固有の問題であるのか、障害原因の特定が困難となり、システム障害の復旧が長期化することや復旧ができないことも想定され、契約上の責任の所在が不明確になることが懸念されるとともに、法令等に則った会計事務の執行に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	8	委託	R6.8.29	三宝水再生センターほか無停電電源装置保守点検業務	株式会社GSユアサ フィールドインクス 関西支店	<p>当該業者は当該設備の製造設置業者である株式会社GSユアサのメンテナンス部門であり、当該設備の構造等を熟知しており、当該業者以外では履行できないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	8	委託	R6.8.21	統合基盤更改に伴う庁内 LAN ファイルサーバ移行業務	株式会社大塚商会 LA関西営業部	<p>本業務は、現在物理サーバで稼働している庁内LANファイルサーバを、第二期統合基盤に、当該機能全体の機能を損なうことなく移行を行う目的を達成するものである。そのため、当該目的を達成しつつ当該サーバを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該サーバに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該サーバを構築したもの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該サーバの詳細な知識等を有していないことから、設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがある。その結果として、当該サーバの安定的な稼働に影響を与え、情報共有のために当該サーバを利用している局内職員の業務に影響を与えることが予想される。</p> <p>以上のことから、当該サーバについての詳細な知識等を有し、当該サーバ全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、構築業者である株式会社大塚商会以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
6	7	委託	R6.7.16	桃山台配水場小水力発電設備不具合特定業務	株式会社第一テクノ 関西支店	<p>当該業務で不具合を特定する小水力発電設備は、水車発電機、入口弁、バイパス弁とともに、大阪広域水道企業団から桃山台配水場へ受水する水道管に設置されており、大阪広域水道企業団との協定で受水量を一定に保っている。</p> <p>水車発電機の発電量を調整するためには、連携する機器である入口弁及びバイパス弁の開閉や流量調整を連動して制御する必要があり、水車発電機の不具合を特定するための分解作業及び分解を行った後においても、これらの制御機能を正確に作動させるため、設備の構造及び制御内容を熟知している必要がある。</p> <p>また、桃山台配水場に設置している小水力発電設備は主要構成機器として、発電機制御盤、発電機現場操作盤、水車発電機、入口弁、バイパス弁から構成されており、小水力発電設備の詳細図面、制御内容等も施工者のみが知りえる技術が多数含まれているため、小水力発電設備を設置した第一テクノ株式会社しか水車発電機本体の搬出及び再設置ができない。</p> <p>第一テクノ株式会社以外が、当該業務を行うと、主要機器として連動している各種制御の調整ができず、大阪広域水道企業団からの受水量を大幅に変動させてしまい、水道管の破損、水道水が濁る等、重大な事故を発生させる恐れがあるため、第一テクノ株式会社と随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	7	委託	R6.7.12	陶器配水場小水力発電設備保守点検業務	株式会社三井三池製作所 大阪支店	<p>本業務は、陶器配水場に設置されている小水力発電設備において、設備の運転に必要な発電機部の点検調整及び消耗部品の取替を行うものである。</p> <p>本設備は、24時間365日発電を行うものであり、発電機の内部構造、その制御、運転管理に必要な設備の仕様詳細図面等は、設計製作会社から公表されていない。</p> <p>本業務の随意契約の相手方である株式会社三井三池製作所は、本設備の設計製作会社であり、本設備の構造、構成及び仕様に関する専門的知識を有している唯一の業者である。</p> <p>小水力発電設備は、主要構成機器として水車本体、発電機本体、発電機制御盤、発電機現場操作盤等で構成されており、それぞれが密接に連動し、動作しているものである。ゆえに、小水力発電設備の詳細図面、制御内容等を知りえる三井三池製作所しか本業務の履行はできない。また、当該業者以外が履行した場合、発電機本体を制御できず、重大な事故に繋がる恐れがある。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	7	委託	R6.7.4	大和川ポンプ場No. 5雨水ポンプ用原動機移設業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社大阪支社	<p>本業務は大和川ポンプ場の雨水ポンプ用原動機の移設及び機器設定等を行うことで、雨水ポンプ設備が正常に稼働するようにするものである。</p> <p>・雨水ポンプ設備は原動機・減速機・ポンプを一体のユニットとして設計・システム化されており、大和川ポンプ場雨水ポンプ設備に関しては、ポンプ製造業者である(株)クボタが設置工事を行い、機器調整・制御設定等を行ってきた。</p> <p>・随意契約の相手方であるクボタ環境エンジニアリング(株)は、(株)クボタの保守部門を担っており、当該設備の移設及び機器設は、当該設備の構造及び制御設定を熟知している当該業者以外では履行できない。</p> <p>・クボタ環境エンジニアリング(株)以外の者が本業務を履行した場合、当該設備への理解が不十分であることから、雨水ポンプを復旧できず、溢水の恐れがある。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
6	7	委託	R6.7.3	堺市下水道地理情報システム第2期統合基盤移行業務	国際航業株式会社 大阪支店	<p>本業務は、上下水道局第1期統合基盤が上下水道局第2期統合基盤に移行することに対応するため、第1期統合基盤上で稼働している堺市下水道地理情報システム(以下「下水道情報管理システム」)を第2期統合基盤上に更新されたサーバOSの環境に合わせて移行する。</p> <p>移行後もシステムを正常に稼働させるため、当該システムの構造、プログラム、設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で、システムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。</p> <p>以上より、下水道情報管理システムの開発・構築及び運用保守を行い、当該システムにおける複雑、多岐、膨大なデータベースの構造及びプログラムに関する専門的知識を有する唯一の業者である、国際航業株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れ、誤り、作業漏れ等により不具合が発生するおそれがある。システムの停止に伴い、来庁者が下水道情報を閲覧する窓口システムが使用できなくなり、市民サービスに重大な影響を与えてしまうおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
6	7	物品	R6.7.3	三宝水再生センター無停電電源装置交換部品	株式会社GS ユアサフィールドインクス 関西支店	<p>本調達物品は、株式会社GSユアサ製の無停電電源装置の正常な機能維持および安全を確保するために定期的に変換する必要のある部品である。交換部品の製作図面については無停電電源装置の製作メーカーである株式会社GSユアサが保有している為、他社では交換部品を製造することができません。また、当該業者は、製造業者である(株)GSユアサから保守サービス部門を担っており、交換部品の調達は当該業者以外ではできません。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、株式会社GSユアサフィールドインクスと一者による随意契約を行うものです。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	6	委託	R6.6.27	イオンクロマトグラフ装置保守点検業務	株式会社三ツワフロンテック	<p>当該装置は専門分析ソフトで制御されており、導入時に分析条件等の設定が必要であり、保守を行う際もその設定内容を熟知していなければ保守点検ができない。このため、本業務はメーカーの販売、保守の正規代理店であり、当該装置の設定を行った当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	6	委託	R6.6.27	統合基盤機器更改に伴うネットワーク機器設定変更業務	NEC ネットズエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部	<p>本業務は、庁内LAN、業務系ネットワーク、インターネットといった上下水道局の全体的なネットワークの機能を損なうことなく、調達した上下水道局第二期情報システム統合基盤への接続及び現行上下水道局情報システム統合基盤の撤去をするために必要な設定変更を行う目的を達成するものである。当該目的を達成しつつ当該ネットワーク全体を継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該ネットワーク全体に係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該ネットワークを構築したものの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合、当該ネットワークの詳細な知識等を有していないことから、設定の誤りや漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがある。その結果として、当該ネットワークの安定的な稼働に影響を与え、庁内LAN、業務系ネットワーク、インターネットといった上下水道局の全体的なネットワーク接続ができなくなり、業務システムの利用等、業務に影響を与えることが予想される。</p> <p>以上のことから、当該ネットワークについての詳細な知識等を有し、当該ネットワーク全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、構築業者であるNECネットズエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部以外にないため、随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	6	委託	R6.6.7	ガスクロマトグラフ質量分析装置(全自動固相抽出装置付)保守点検業務	金陵電機株式会社	<p>ガスクロマトグラフ質量分析装置はコンピューターによる専用のソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者で設置業者でもある当該業者でなければ、チェックアウトを含む保守点検を実施することができないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道局公共用地調査登記等業務	公益社団法人大阪公共嘱託登記士地家屋調査士協会	<p>当該業者は、官公署が行う業務の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、当該業務に関し、その大小を問わず迅速かつ正確に履行できる唯一の団体であるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道事業統合型財務会計システム保守業務	日本電気株式会社 関西支社	当該システムは日本電気株式会社が開発したものであり、システムの保守業務はソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社以外では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道局本庁舎中央監視装置保守点検業務	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社	当該業者は中央監視装置設置業者であり、局内中央監視設備と同じ監視設備を設置し、遠隔管理を行えるようにしていることから、他の業者では履行することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	給排水設備工事管理システム保守業務	コンピューターシステム株式会社	本業務は、現在運用中の給排水設備工事管理システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。 これらのことから、当該システムに係る技術、ノウハウ、システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有しているコンピューターシステム株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 仮に当該システムの詳細な知識等を有しないものが、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼす恐れがある。 なお、コンピューターシステム株式会社は、当該システムの開発者であるドコモ・システムズ株式会社から当該システムの関連技術等を独占的に継承している業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(PH/GC/MS)(VOC用)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(濃縮装置付)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	陶器配水場コントローラ等保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	当該業者は、当該設備機器の開発製造業者であり、他の業者ではシステム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該設備機器の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	堺市上水道地理情報システム運用・保守及びサーバ移行業務	国際航業株式会社大阪支店	「堺市上水道地理情報システム」は平成29年度から令和5年度末まで「新堺市上水道地理情報システム作成及び運用・保守業務」を一般競争入札で国際航業株式会社と契約し、システム作成と5年間の運用・保守業務を行っていた。 本業務は、令和6年度以降も「堺市上水道地理情報システム」を滞りなく稼働し続け、障害の予防・対応による信頼性向上のために、システム運用・保守業務を行うものである。 当該システムは、国際航業株式会社のパッケージ製品を堺市の仕様で追加開発したものであるため、システム仕様詳細は一般に公開されていない。本業務の随意契約の相手方である国際航業株式会社は、当該システム開発業者であり、仕様詳細を熟知していることから、国際航業株式会社以外の者では本業務を履行できない。 仮に本業務を国際航業株式会社以外の者が本業務を実施した場合、当該システムに障害が生じ、業務継続させることができない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	水道工事CAD設計積算システム(令和元年度稼働開始分)保守等業務	株式会社管総研	当該業者は当該システムを開発したもので、システムにおける詳細な設定等に必要専門知識を有している。また、システムの機能を損なうことなく円滑に積算歩掛等のシステム反映を行うためには、システム厚生を熟知した当該業者に委託する必要がある。 以上の理由により当該システムは当該業者でないと履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	下水道工事設計積算システム保守点検業務	株式会社江守情報	当該システムの開発業者であり、当該システムにおけるデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している株式会社江守情報以外では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	場外遠隔監視装置保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング 関西支社	当該業者は三宝水再生センター・浜寺下水ポンプ場・湊石津下水ポンプ場・出島下水ポンプ場・戎橋下水ポンプ場の遠隔監視装置とITV監視システムの製作・設置業者である株式会社明電のメンテナンス部門の業務移管を受けており、他の業者では当システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている装置の保守点検ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センターほか高圧絶縁監視業務	一般財団法人関西電気保安協会 堺営業所	当該業者は当該監視装置の製造設置業者で特許も取得しており、他の業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター2系放流水水質計器保守点検業務	株式会社堀場テクノサービス	当該業者は製造・設置業者である(株)堀場製作所のメンテナンス部門を担っており、動作確認や保守・修理対応を可能にするため調整点検及び取替部品の取替は当該業者以外では出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター水処理中央監視制御装置保守点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	当該業者は、水処理中央監視制御装置及び特高自家発棟のSIS(固定絶縁スイッチギヤ)の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者では東芝製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	堺浜関連施設中央監視制御装置保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	当該業者は堺浜関連施設の中央監視制御装置の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者ではメタウォーター(株)製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立処分を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	石津水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立処分を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	泉水水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立処分を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	水道料金等電子バーコード・ペーパーレス決済収納代行業務	株式会社電算システム	本業務は上下水道局スマートフォンアプリ「すいりん」を利用した電子バーコード・ペーパーレス決済サービスの収納代行業務である。 「すいりん」を利用した決済システムの導入に際しては、「すいりん」に株式会社電算システムの電子バーコードシステムを実装するとともに、当該の電子バーコードシステムと連携できるよう、水道料金等管理システムの改修を行っている。 仮に本業務を当該業者以外が履行した場合、既存の料金システムと連携した情報システムを有していないため、現行の水道料金及び下水道使用料の「すいりん」を利用した決済及び局への入金処理ができなくなり、事業に重大な影響を及ぼすおそれがある。 このことから、既存の料金システムと連携した情報システムを有している唯一の業者である株式会社電算システム以外では適正な履行ができないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	下水道事業受益者負担金等情報システム保守業務	株式会社南大阪電子計算センター	<p>本業務は、現在運用中の下水道事業受益者負担金等情報システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。</p> <p>仮に、当該システムの詳細な知識等を有しない者が、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在(開発業者の責任か、保守業者の責任か)が不明瞭になる等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>これらのことから、当該システムの開発業者であり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有している株式会社南大阪電子計算センター以外では履行できないため、当該業者と随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	委託	R6.4.1	水道料金等クレジットカード決済代行等業務	株式会社エフレンジ	<p>本業務は利用者からの水道料金等のクレジットカードでの支払を代行する業務であり、契約当初においては一般競争入札により令和3年度から令和5年度までの契約期間で業務履行を行い、契約期間が満了する令和6年度以降においては、クレジットカード決済代行業者(以下「代行業者」という。)間によるカード情報の移行ができない前提のもと、代行業者の変更による再申請等の利用者負担を考慮し、当面の間、現受注者との随意契約による業務履行を想定していた。</p> <p>その後、令和6年度以降の契約に先立ち、更なる効率的な契約事務の検討を行ったところ、代行業者間によるカード情報の移行作業が可能であり、一般競争入札による次期契約業者の選定が可能であることが判明した。このため、本市においても次期契約の方法を現受注者と協議を重ねた結果、代行業者間によるカード情報移行を行うことで一般競争入札が可能であるとの判断に至った。</p> <p>しかしながら、新規業者が本業務を履行するためには、新たに本市専用の決済システムを構築する必要があり、適正な業務履行のためには約1年間の準備期間を要するため、令和7年度当初からの契約において対応可能な状況であり、令和6年度の対応は困難な状況にある。</p> <p>このため、令和6年度の本業務の履行においては、これまで業務を行ってきた既存決済システムを有する現受注者しか適切に履行できないため、現受注者との随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	物品	R6.4.1	積算資料掲載単価データ	一般財団法人経済調査会 関西支部	<p>本調達物品は、一般財団法人経済調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人経済調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人経済調査会と一者による随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	物品	R6.4.1	建設物価掲載単価データ	一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所	<p>本調達物品は、一般財団法人建設物価調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人建設物価調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人建設物価調査会と一者による随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	